



恤救規則の背景 : 日本社会事業分析資料(1)

著者	小倉 襄二
雑誌名	人文學
号	11
ページ	18-34
発行年	1953-03-10
権利	同志社大学人文学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002239

恤救規則の背景

—日本社会事業分析資料(Ⅰ)—

小倉 襄 二

Ⅰ 前 提

「この本源的蓄積が経済学において演ずる役割は、原罪が神学において演ずる役割とほぼ同じである。アダムが林檎をかじつて、以来人類の上に罪が落ちた。……神学上の原罪の伝説は、とにかく我々に、いかにして人間が額に汗して食うべく定められたかを物語るものであるが、経済学上の原罪の物語は、そんなことをする必要のない人々があるのはどうしてかを我々に示すものである。……この原罪以来、あらゆる労働にもかかわらず今なお自身以外に売るべきものをもたない大衆の貧窮と、久しい以前から労働することをやめてしまったのになお引きつづき増大する少数者の富とが生じたのである。」(資本論・向坂訳・第一巻第四分冊 岩波文庫版(四)二六六—二六七頁)

社会事業の対象規定は「要救護性」(Hilfsbedürftis)とよばれる。「救済乃至は保護を社会的に行うことを必要とする客体の特殊性を抽象化した言葉である」(竹中勝男。「社会福祉社研」この一般的规定を資本主義社会の成立、「社会問題」の発生という歴史的過程のなかにとらえるとき先ず端初としてとりあげなくてはならないのがこの本源的蓄積期の諸問題である。資本主義社会における要救護性とその萌芽形態から除々に質・量ともに拡大深化してゆく初発期が本源

的蓄積期なのである。要救護性の「にない手」の誕生は基本的に次の行程に規定される。「資本關係を創出する過程は、その労働諸条件の所有からの労働者の分離過程、すなわち、一方では社会的な生活手段及び生産手段を資本に、他方では直接生産者を賃銀労働者に転化する過程以外のものではあり得ない。したがって、いわゆる本源的蓄積は、生産者と生産手段との歴史的分離過程にほかならない。それが『本源的』として現われるのは、資本と資本に対応する生産様式との前史をなすものだからである。」(第一卷第四分冊・(四)向) この本源的蓄積期の理解は要救護性のみならず「社会問題」の構造を分析する場合に決定的な重要さを有している。例えば「社会問題」を「社会的諸問題」とよび資本主義の生産關係の基本的・本質的な矛盾から直接的・基底的にあたえられるものとしての領域を「労働問題」|| 社会政策の対象、同じ基底から理論的・派生的に醸成される領域を「社会福祉問題」|| 社会事業の対象という理解がある。(社会福祉事業本質論争「大坂社会福祉社研」(究)孝橋正一・昭二七・十一号三頁―四頁) 社会問題の現象的な分類にとつては明確な基準の設定といえる。この場合に、二つの対象領域を区別する基準が成立する以前により統合的な社会問題を発生しないではおかない資本主義社会の運動法則の解明が先行し、この法則に規定された社会問題の二つの領域の悪循環の系路をあきらかにする必要がある。これらに対する一つの解答はさきの引用にせられた行程を基底とする本源的蓄積期における社会問題の在り方を考察することによつてあたえられると思われる。

社会事業の理解にとつてその「対象」の探究はもつとも重要なものである。ここでは「社会問題」の本源的蓄積期の存在形態のなかに「対象」としての成立をとらえる。このために日本資本主義発達史における本源的蓄積期たる明治初期に救済立法として布告せられた「恤救規則」とその背景となる問題の諸点を扱つてゆきたいと思う。これは社会事業の諸問題を日本資本主義発達史の過程の機構的な要素としてとりあへる試みの一部に属する。

日本資本主義の成立|| 資本の本源的蓄積過程は、その「国家形態」と共に特殊な性格をもちこれがさきに引用した本格的な賃労働の創出に日本的な特質をあたえ、「要救護性」の構造をも特殊化する。

「徳川幕府の倒壊と、これに続く明治政府の出現は、わが国における資本家階級ならびに労働者階級の構成過程を別言すれば資本主義的生産機構の発展を、政治的、強力的に促進するための劃期的契機となつたものである」(住谷悦治・日本経済学史の一齣)このように本源の蓄積を強行するために成立した国家権力は更に次のように規定される。「ここに全日本経済史の二頁」(昭和二三・三頁)四頁

日本の不可分の単一国家への統一は完成した。それは、国民国家ではなく天皇国家であり、本来の近代的国家ではなく、分散していた多くの封建国家が唯一の国家に統合集中されたものであり、本質的に封建権力であつた」(井上清・日本現代史 三六頁)

(註)別の表現では封建的な絶対主義権力「絶対主義」(Absolutism)は政治史の厳密な意義においては、特定の歴史段階における政治形態であつて、資本の本源の蓄積の強力な槓杆たる政治形態、又その存続形態として把握せられる。(平野義太郎 二三・四六頁)

日本の社会問題のない手たちはこの権力の「上から」の資本の本源の蓄積の対極に労働力⇨賃労働の本源の蓄積の行程に規程され、農民を基層とする旧秩序に属した諸階層の解体の結果として現われる。明治初期の社会問題のなかに階級的相貌を鋭くした賃労働をめぐる問題⇨「労働問題」は未だ全機構的課題として実現していなかつた。徳川幕藩制内で、飢饉、疫病、流亡、陰殺などによつてあらわされる人口部分の存在は本源の蓄積期には、その特徴として停滞的(都市・農村)ならびに潜在的(農村)過剰人口部分の陥没形態である「窮乏」状態として一般化した。この時期の窮乏現象そのものは封建制下のそれと変らぬかたちをとつていながらも問題の本質においては全く異つた資本の本源の蓄積過程の産物なのである。さらにそれは日本資本主義の発達とともに「労働問題」として自己実現する動因をはらみつつも未だ雑多な階級分化のうつりゆきやそれが醸成する社会的障壁や困難の巨大な堆積としてのみ存在した。社会事業の対象の理解は先ずこの未分化な社会問題発生期の検討に始まり、その後社会問題がその表現として労働問

題、社会福祉問題に分化してゆく行程の分析に移行する。この時期は資本の蓄積と近代的階級関係の創出を出発点とする大量の貧困と被抑圧人民の生活破綻の一般化として考えられ、典型的形態をとつたイギリスにおける「新基礎をすえた「市民社会」そのものの責任において解決されなければならない問題であつた。浮浪者禁止法を中心とする各種の血闘、残虐立法の数々、他面で、老者、幼者、病者に対する「二頭馬車に乗つた貧民窟訪問者」としての「救貧法」Work-House その他の労働力陶冶のための諸施設などが「社会問題」に対する解決策として登場する」(大河内一男、社動・昭二)に比すべき段階なのである。

労働問題の成熟は資本の敵対的な運動法則に社会的にプロレタリアートを窮乏化せしめる法則の進展により、資本の蓄積に照応する貧困の蓄積が一般化し、労働諸条件が労働力の価値以下に悪化することによる。「この労働条件の必然的悪化の傾向を暫時的にせよ緩和しうるものは、労働者階級の資本家階級に対する強力な闘争のみである。この抗争の一国家的制度化が即ち社会政策に外ならないのである。労働諸条件の一般的な最低限を標準化する国家の政策たる社会政策は、かくて、資本による労働力の価値収奪に対する緩和策たる本質をもつのである」(岸本英太郎、社会政策)こゝで考えられることは労資関係の創出はたゞちに社会政策の成立を予想するものでないことであり、以上の引用において労働者階級の抗争が社会政策成立の契機としてとらえられていることからもあきらかである。しかし資本主義の成立、資本、労働力の本源的蓄積過程はあらゆる惨害にみちた社会問題をうみだすことは先にもふれた。この時期の社会問題の嚮造がその後の社会問題の全發展を規定し、ひいてはその対策である社会事業や社会政策の在り方をも決定する。未分化な社会問題がどのような様相で労働問題、社会福祉問題にその表現を析出させてゆくか、それを根源的に生起せしめる資本制経済の法則の働きはいかなるものであつたかといつた点に対象の在り方を通してする社会事業の理解がある。こゝで日本における「社会政策」以前の段階、本源的蓄積過程に登場してきた停滞的、潜在的過剰人口部分を構成員とする社会問題発生に対応する国家的手段による「救済」策の成立がこゝで課題とした「恤救規則」をはじめとする

一連の救済立法なのである。この時期の問題が現実に向けかける意味、その対策であつた恤救規則がどのようなかたちで現在の社会事業の本質理解につながるものであるか、これらの設問を若干の資料を通して考えてみたいと思うのである。歴史的な問題を扱うことによつてその資料を清新な現実感覚のつぼのなかではつきりとその具体的意義をとらえなければならぬ。

II 「恤救規則」の構造と背景

「慈恵はあくまで「慈恵」であつて資本制ならざる歴史的基底に対応すべく、他方、「社会政策」はどこまでも「社会政策」であつて資本制労働関係の発生に対応している……此の場合「慈恵」的「社会政策」なるものが「社会政策」として存在するのではなく「慈恵」は「社会政策」に取つて代る概念であり「社会政策」の実行をひきのばし、歪曲し不具化せんがためのモメントでありブリテンスであるに外ならない」(風早八十二・日本社会政策史) われわれがすでに知っているように社会政策の実現を拒否しつづけた日本資本主義の特殊性、労働問題の特殊性も本源的蓄積過程の特質から理解される。恤救規則などの救済立法は社会政策以前の、労働問題、社会福祉問題未分化の段階として、急激な本源的蓄積による社会情勢の変化にかぎりなく拡大浸透した「窮乏」に集中表現された社会問題に対する封建的な絶対主義権力の対策としてあらわれたことを知らねばならない。この対策の基本的性格がさきの引用に示されたごとく「慈恵」である点に特色がある。「慈恵」が社会政策を歪曲し不具化せんがためのブリテンス(口実Ⅱ虚偽)であつた事情はまたのちに「公的社会事業」における「貧民救助が国家の義務である」という立場をも歪曲し不具化するものである。「慈恵」についての理解のあいまいさが社会事業分析を混乱させる。ここで絶対主義権力の成立ということと恤救規則布告の連関のなかに現実に投げかける一つの課題がひそんでいるといえる。

恤救規則をつらぬくものはまづ封建制下の「済民恤救」の慈恵精神であつた。徳川幕藩制がその体制内でおこなつて

きた救恤政策の繼承ともいふべきものであつた。次に恤救規則の主体は資本、賃労働の蓄積を強行した絶対主義天皇制権力であつた。この間の事情は恤救規則の済民恤救の旨意が王政復古の変革にさいしてうたつた民心獲得のアップビルにすでに現われている。王政復古大号令注告の一箇条には「近年物價格外騰貴、如何ともすべからざる勢、富者は益富を云ね、貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不正より所致、民は王者の大宝、百事御一新の折柄、旁被愆宸哀候。智謀違誤、救弊の策有之候はゞ、無誰彼可申出候事」(遠山茂樹・明治維新)とされる。明治初頭の新政府布告が「民は王者の大宝」として人民の困窮を救助しようという仁恤主義をとり「弊政御一新」と「万民御救恤」を声高にうたつた姿は異様でさえあつた。「それは天皇制が幕府制と争い、薩長が諸藩の離反を喰ひ止めながら、天皇制絶対主義をこの世に送り出す陣痛度の縮短期であつたにすぎず……天皇制権威の樹立と共に消え去るものであつたからである。」(遠山茂樹・明治維新・附二)

(六・二二六頁、二二七頁)

と考えられ、当時の政策が下民の救済をスローガンとした点―例えば明治元年二月二十八

日、徳川氏親征の儀の詔書には「国威の立不立、蒼生の不安安は、朕が天職を盡不盡に在れば、日夜不安寢食、苦心思を勞す」といひ四月八日の東山道総督府布告には「百姓町人共に於ても、元來天子の御民にて、萬民塗炭の苦を被救候、朝廷素より御趣旨に候間」と謳つた。(遠山、前掲書註記)これらのスローガンは明治初期の前後を通じて全国的にまきおこつた窮乏農民層を中心とする一揆やうちこわし農民戦争への対抗としての「百姓拯恤」政策のおしだしとそれによつて絶対主義天皇制を成立せしめる必須の条件となつた。このように日本資本主義展開の黎明、絶対主義天皇制がその権力掌握の端初に恤救政策をけん伝下達したことは注目してよい。有名な五条誓文が天皇の宮廷で百官諸侯の神々への誓として發表されたのとならんで町と村に五枚の立て札(五榜)がたてられている。第一榜の文面は「一、五倫ノ道ヲ正フスヘシ、二、鰥寡孤獨廢疾ノ者ヲ憫ムヘシ、三、人ヲ殺シ家ヲ焼キ貨ヲ盗ムコトヲ為ス勿レ」第二榜には「党ヲ樹テ強訴シ或ハ相率テ田里ヲ去ルコト勿レ」等とされるであつた。(井上・日本現代史)あらたに成立した権力が人民を撫恤にあつて待望し命令したのはこのようなものであつた。農民戦争の禁圧と幕藩制下の救恤策の繼承による消極的

な戒告主義的施策が基調となつてその後の救済立法を規定することになる。

「慈惠」的救済立法の精神的支柱は万民塗炭の苦を救われたき叡慮たる天皇の仁恤にあつたことは以上の若干の資料においてもあきらかである。その後の日本社会事業に対する天皇を頂点とする権力の干与は密接をきわめた。内帑金の支出、顕彰政策、勅諭その他あらゆる下達政策が社会事業にいろいろつた。「二頭立ての馬車にのつた貧民窟訪問者」の役割は絶対主義天皇制の権力に直結する階層によつて十分に果されたといえる。明治二年八月の勅語は「朕登祚以降海内外難億兆未夕綏寧セズ加之今歳淫雨農ヲ害シ民將ニ生ヲ遂ル所ナカラントス朕深怵惕ス依而躬ヲ節儉スル所有テ救恤ニ充ントス主者施行セヨ」とうたつてゐる。この主旨が大藏省によつて実行せられ毎月東京府に三千石、京都府に七百石の米穀を窮民救助として給与することになり、官吏が天皇に奏請してみずから減俸し救恤の費にあてるといふ事態まで起る。(下条書啓・日本社会政策施設 史・昭十五・九三一―九四頁) 難民御賑恤のいかめしい「勅語」の恤救策は絶対者の恩賜のかたちであり受けるものゝ恭順の照応である。日本社会事業における隣保相扶の原理が「上からの」絶対主義天皇の「權威」(Autorität)と「下からの」家族的恭順(Familiänpflicht)のワクをもつてゐたことは重要である。(川島武宣・日本社会の家族的構成) 昭二三・三頁―五二頁参照

「上から」の慈惠的社会事業の核心は天皇制の仁恤策をつくことなくして暴露できない。「慈惠の方法は絶対的に自発的恩惠的であつて下からの要求がましい何ものかによつて強制される如きものであつてはならない。従つて与えられ授けられる物の内容がいかに微少なものであつても、それは、絶対的なるもの、賜物として絶対的に書いものであつて、恩惠を受ける者はこれに対して無条件に感謝すべく苦情などありうべからざることではなければならぬ」(風早・前掲 書・三一頁)この事情は必ずしも恤救規則成立の時期にかざられた風景でないことは勿論である。こうした主旨を意識的に行つたのが絶対主義天皇制下の救済施策であつた。

ここに成立した絶対主義天皇制政府の救恤の態度は次のことでもわかる。「明治七年の恤救規則も当初は『政府部内の取扱標準となすに過ぎざるの旨趣なりしも廟議の結果之が公布を視るに至りし』ものであつて『当時内務卿は之が公布

の結果として或は憐民を助長し濫救の弊を生ぜんことを慮り、屢々其公布の取消を稟議せり」(井上友一・救済制度要義)というのであつて一般窮民救助に熱意を持つていなかつたことを知る」(山口正・日本社会事業の発展・昭一三・六五頁) 恤救規則が太政官達第百六十二号として施行されるに先だつて棄児養育米給与方(明治四年六月二十日)太政官 第三百達(昭一三・六五頁)があらわれた。「從來棄児教育ノ儀所預リノ分ハ養育米被下貰受人有之分は不被下候処自今預リ貰受ニ不拘棄児当歳ヨリ「十五歳」迄年々米七斗ツツ被下候間実意養育可致事」(福富善壽編・社会事業法規便覽 所收・大正一五年・二一九頁)これは早くも明治六年に棄児養育米被下ハ自今満十三ヲ限リトシ及年齢定方(明治六年四月二十五日)太政官布告、第三百十八号)として養育米給付を制限している。「条生年月日見定ノ儀ハ其所戸長等立合身体骨格等篤ト検査シ」と条件付であり厳格をきわめてゐる。民心獲得に下達された勅語やスローガンの誇張された表現ときわめて対照的に恤救立法は峻酷な制限をまず規定したといえる。当時政府は一般的窮民救済よりも救荒策に留意し徳川幕藩制の遺制である社倉などの備荒儲蓄に關心をはらつていた。ところが明治初期農民騒動ははつきりと「窮民救助を名として富豪を肥すのみ」として社倉米と商業資本の私利追求に反対している点に注意しなければならぬ。救荒的な窮民一時救助規則(明治四年十一月二十七日)太政官達第六百二十三号)は恤救規則に直接するものであるが「水火ノ難ニ逢ヒ家屋蕩盡流失シ目下凍餒ニ迫ル者」に食料や金銭貸与、天災に食糧糧を貸渡した。「但身元可ナリニテ自存スル者ハ此例ニ入ルヲ許サズ」とし、明治八年に流行病、飢餓、類焼、などに処置を拡大している。(註・風早八十二・日本社会政策史(三一頁―三八頁)に明治初期「慈恵政策」の三類型として扱われた、備荒貯蓄法、貧民救助令、慈恵金制度にはここでは触れない。)

恤救規則が成立したのは明治六年の地租改正の翌年である。地租改正が絶対主義天皇制の物質的基礎の確保と自己の体制を拡大強化する機構形成の基盤になつたことはしばしばのべられてゐるところである。絶対主義主導による租税Ⅱ地租(明治六年(1873)全歳入の七〇%)巨大政商よりの借入金、不換紙幣の発行(インフレーション)、外債、これらの資本への転化により日本資本主義はその本源的蓄積を遂行したのである。封建制下の過重な貢租に苦しんだ農民に

とつて明治の御一新に希つたものはその加重からの離脱であり、新政府もスローガンにそれを謳つた。ところが「先ず旧來の歳入を減ぜざるを目的とし、而して賦課其宜を得る」地價百分ノ三の税率は結局從來の生産物地代に封建貢租そのままの高さの金納化として実現したもので弊政御一新の期待はうらざられ封建制下より困難な寄生地主對零細農民の收取關係に圧迫されることになる。(學本英太郎・前掲書 七七頁—八〇頁參照)恤救規則の背景には版籍奉還(明治二年)廢藩置縣(明治四年)徴兵令(血稅)(明治五年)につづいて絶対主義天皇制が中央集權國家としてその物質的・權力的基礎を決定的に完成するために施行したこの地租改正などの施策がある。慈惠救済立法である恤救規則はこれら絶対主義天皇制の經濟的基礎創出の過程に押しひしがれ、泥土のような昏い霧之に沈んでいつた教限りない「無告の民」に對する絶対的最少限の賑恤策に止まつたのである。

恤救規則(明治七年十二月八日・太政官達 第百六十二号)はわずか前文を附した五ヶ条からなる法令である。一濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委由内務省ヘ可伺出此旨相違候事」と冒頭から家族や隣保の相互扶助による貧民救助を予想し、以下の各条文に嚴格な適用基準を定めてゐる。「一、極貧ノ者独身ニテ癡疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者」「一、同独身ニテ七十年以上ノ者、重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者」「一、同独身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者」「一、同独身ニテ十三年以下ノ者」を對象とし補則として各条に「但シ独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身癡疾ニ罹リ窮迫ノ者」を加えてゐる。極貧、無能力と各条それぞれ独身をその資格にあけてゐる点、恤救規則が意圖する慈惠的施策の性格を見るべきである。癡疾者は一ヶ年に米壹石八斗、病者男一日米三合、女二合、幼弱者一ヶ年米七斗を給与するのであり「一、救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事」と規定した。これについては「救助額は米穀をもつて規定しているが、その支給は金銭によつて行われることが定められてゐる」ということだけは、前時代的性格に

いられられた救貧法への、最初の近代的化粧がほどこされたものとみられよう」(『学橋正一・日本の公共救済「社」』という見方もある。恤救規則施行要綱ともいへべき窮民恤救甲諭簡条(明治八年七月三日・内)はより詳細に明治初期の救済立法の源流を浮彫りする。「窮民恤救之義ニ付テハ：救助窮民諸ノ政ハ五ノ簡条ニ照シ篤ト調査ノ二：一」と前文にことわり、第一条には「：事實赤貧ニシテ會テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民而已ニ限ルヘシ：假令七十年以上又ハ癡疾ノ者タリトモ其業ニヨリテハ生産ノ道可相立者ナントセサレハ篤ト現場ノ窘況ヲ査定シ真ニ不得止者而已具狀イタスヘシ」と述べている。幕藩制の末期からの過剰人口部分がぼう大な潜在的、停滞的過剰人口の陥没形態たる「窮乏」の堆積としてあらわれそれに対する唯一の救済策は絶対主義天皇制の至上命令たる殖産興業、富国強兵策の前にはこのような絶對的限至にまで切り下げられてのみ実現した。第二条には「是迄其市町村内或ハ隣保ノ情誼ヨリ互ニ協救仕来ル如キハ別段官ノ給与ヲ不乞ヲ以テ宗旨トスヘシ」第八条の如きは「一家教人ノ救助ニ及フトキハ各自給与ヲ致サストモ其適度ニ斟酌シ可成文減省ヲ見込ミ伺出ツ可シ」としている。まことに歴史をつらなく生活保護原理の皮肉である。

明治二年より恤救規則制定の年までに限つてみても主な農民騒動は二十四件を数えている。(木村靖二・日本農民騒動史(二頁)参照)それぞれ騒動の原因には差があるとしても「弊政御一新」「万民御救恤」のスローガンで出発しながら「殖産興業」的政策に終始するコースをたどつた中央集権的封建制に絶対主義天皇制への不満と反抗であつたことにはちがいが無い。さらに恤救規則が成立してのちの時期は資本の本源的蓄積の本格的な進行過程として「農民騒動もますます激化し農村の階級分化と窮乏化が進行することになる。これは「本源的蓄積の歴史において歴史的に劃期的なものは、形成されつつある資本家階級に楨杆として役立つ変革のすべてがそれであるが……農業生産者からの土地収奪は、全過程の基礎となす」(資本論・兩版訳・第一卷第四分冊・二七〇頁)といわれる過程である。恤救規則の対象となる人口部分は主として寄生地主的土所育の展開による小作人プロレタリア化を基本的形態として形成され、次にこの小作人プロレタリア化―労働力の都市への放出、集中として形成された。恤救規則実施後の約二十年間における農民、旧封建的身分層におこつた窮乏

恤救規則の背景

化は怖るべきものであつた。零細農が地租、地方税、区村費不納のため明治十六年(1884)から二十三年(1890)までに一人平均わずか金三十一錢にすぎぬ額で三十六万七千七百四十四人が所有地の公売、官没処分にあつてゐる。この農村

窮乏化指標

地租不納のため 公売処分を受けた人員	明治16年(1883)	明治17年(1884)	明治18年(1885)
	33,845人	70,605人	108,055人
不納者原因別			
	貧乏	24,048人	54,508人
凶	9,318人	14,887人	19,816人
不	479人	1,210人	1,549人
貧困の百分比	71%	77%	80%

平野義太郎・日本資本主義社会の發達(昭和二三年) 大田四郎の作

内部に進行した窮乏化―自作地、山林原野を公売、官没され、小作農は家屋から家財道具まで処分されて「労働条件たる土地から直接的生産者の分離」という本源的蓄積過程が進行する。血と火の文字をもつて人類の記録にかきこまれた(マルクス)の本源的蓄積期の収奪の歴史は典型的形態をとつたイギリスのみではない。こうして全くどうにもならぬ窮乏の極点でやつと恤救規則の恩沢にたつらなることができる。「土地始め農業生産手段と生活資料との全部又は一部を失つた農民も、彼等にして一片の小作地さへ獲られ、又は土地の不足を補う何等かの副業(従来の農村手工業の解体の上に生じた商業資本家的家内工業又は工場制手工業)が得られる限り、直ちに農村を去ることをしなかつた。…農村脱離は個々の農民に就いては、重税と高利負債とに対する長き苦悶の末、万策盡きた最後の活路であつたのだ…」(野呂太郎・日本資本主義發達の歴史的諸条件(野呂栄太郎全集所収・昭三三・一九六頁) この収奪の過程における恤救規則の給付のごときは万策をつくさしめたのちに考

慮されたとしても賃労働へ転化する農村脱離—窮乏—生産年令人口にとつてはほとんど問題にならなかつたであろう。この段階における恤救規則はその慈意的であり、しかも一方峻酷な済民救恤の制限規定をきらかにすることによつてかえつて窮乏人口を絶望せしめその農村脱離、陥没の加速をはかつたとさえいえるかもしれない。

プロレタリアート形成過程の主潮は農民層の解体にあることは先にふれたがその他、封建家臣団の分解と没落（士族の没落）、ギルド的生産者の没落（手工的職人層の賃労働化）、「ヘロデ王の大掛りな児童掠奪」の一般化にかわる日本的特殊形態たる婦人労働力の出現などが労働力原始蓄積過程の給源となる（大河内一男・社会政策（総論昭）「農村を去つた農民は都市の工場、マニユファクチュア、商館、鉱山、鉄道工事場、土木工事場、漁場などへ流れこみ、さきにあつた旧秩序に属する諸階層の没落、賃労働への転化にともなう問題群に合流することになる。「貧民」という言葉は当時では乞食、浮浪者から下級の職人、日雇人、土方、近代工業労働者までありとあらゆる無職者、無産者、零細自営業者を総称した言葉であつて意味が極めて漠然としている。この混迷は、日本では当時未だ資本主義が未発達であつたため社会的階級が未分化であつたことが最大の理由である。」（西田長壽編・都市下層（社会・昭二四）一頁）労働力の本源的蓄積の進行はこのような内容をもつた貧民、その居住区としての貧民窟からアダム・スミスによつて「社会の下層階層」(inferia rank of society)とよばれ、名著「日本之下層社会」(横山源之助(明治三十二年)におつて把握された「下層社会」として社会問題の領域を形成する。この社会問題の領域こそ恤救規則やこれを補ういく多の救済立法(例えば備荒儲蓄法(明治十三年)貧民救助令(明治二十三年)罹災救助基金法(明治三十二年)行旅病人及死亡人取扱法(明治三十二年)の対象者が生存する地帯であり、社会政策以前の時期はもちろん、社会政策が漸く施行された時期(我国最初の社会政策立法たる工場法は明治四十四年(1911)に制定され大正五年(1916)に施行された)以降現在にいたるまでその「下層社会」的な課題を再生産しつづけている領域なのである。これは日本資本主義を貫徹する窮乏化法則、相対的過剰人口析出の特殊な行程に規定される重要な課題である。その意味ではこの「下層社会」的な問題表現は昭和四年(1929)まで残存した恤救規則その他の救済立法の対象領

域であり、さらに救護法（昭和四年）を経て敗戦後の生活保護法（昭和二十一年）（1946）下の現実の社会事業の領域として戦後の荒廃のなかに高度に再編成されているとさえ考えられる。資本、労働力の本源的蓄積期における「下層社会」の誕生と帝国主義的高度資本主義の段階を経て敗戦という崩壊期に再編成された「下層社会」の第二の誕生、この間の系譜を、分析することが恤救規則らしいの「公共救済」（孝橋教授の表現）、また公的、私的的社会事業にかゝる諸問題——日本社会事業分析——解明の中心課題となるであろう。社会問題の切断的理解（労働問題（本質的）・社会福祉問題（非本質的）はやくもすると社会政策、社会事業の対立的な把握にみちびきやすい。工場法とともに、或いはその背景にはつねに慈善的な恤救規則とか諸他の前近代の色彩のこいゝ救済法制が在り、前近代の運営に放置された社会事業施設が在った。相対的過剰人口部分は現役労働者軍の死鏑であるといわれてきた。社会事業の対象・機能をとらえる側からこそ現役労働者に対するこの死の重みたる人口部分の悪循環の様相、それをうみださずにはおかない資本主義の運動法則が説明されねばならない。詳細な分析はこゝでは避けるとしても社会事業の対象の理解は社会政策の対象とのより緊密な統合的視野を必要とする、例へば横山源之助が把握した時期における下層社会はすでに恤救規則を有名無実なものとするほどの激しい社会問題の渦であつた。貧困、犯罪、悪疫の水源地となつていた。恤救規則の社会的背景が恤救規則を死文化する過程をたどるにもかゝらず、この「下層社会」を温存し、ビホウ的な難多な慈善策の対象として放置し、低賃銀、労働強化、原生的な労働関係維持により個別資本の人狼の搾取に委ね、これを産業予備軍の給源——死鏑とした事情にもよく現れている。工場法が成立したときこれを死文化せしめたのがこの「下層社会」的的社会問題の存在であつた。「…資本制生産の自由な活動のために、人口の自然増加による自然的制限から独立した労働者の相対的な過剰人口——産業予備軍を不断に生産し、かくして労働可能な労働人口を産業予備軍と現役労働軍に分割することによつて、産業予備軍を窮乏のどん底に押しこめると共に、産業予備軍の絶えざる圧迫を適して必然的に現役労働軍の労働条件を押し下げるものである」（岸本英太郎・社会政策論（序説・昭二四・一五五頁））ということであり、日本資本主義の本能的欲求の貫徹はぜつたにこうし

た「下層社会」的存在形態をどう相對的過剩人口のぼう大な堆積を必要とし、それを前提とする悪循環と窮乏化を拡大していった。たしかに下層社会はその混沌のなかから自己の抗争によつて資本による收奪を拒否し労働力保護、保全策としての国家による社会政策を獲得するプロレタリアートといざんとして分解沈下することによつてマルクスのいう被救恤窮民層(Paupersismus)やその他の「労働廢兵」的過剩人口部分として下層社会の恒久的構成員となつてゆく人口とを析出し分化せしめる。しかしこのことは「社会事業の對象が産業労働者ではなく……かの産業予備軍の最下層に沈澱する被救恤的窮民だという点にある」(大河内一男・社会政策各論・二六頁)とか「非経済人口」とかということの意味するものではない。

「資本制経済の再生産の機構から一応脱落した謂はば経済秩序外的存在」と規定されるものでもない。本源の蓄積期の初めに公布せられた恤救規則いらい現実の生活保護法にいたるまでの「社会事業の對象」はこのような相對的過剩人口をうみだす近代的貧困の基因たる窮乏化法則の必然的な産物であつたし、「社会事業の對象」は資本主義社会の維持、資本主義生産の拡大に欠くことのできない人口部分であり、経済秩序外的存在どころか日本資本主義發達史におけるもつとも経済秩序内的な相貌をもつて資本主義社会の諸矛盾の一切の影響をになうところの存在として理解すべきではないだろうか。

昭和四年まで恤救規則は生きのびた。明治七年からその日本資本主義の創生、産業革命期を経て高度化した資本主義の独占的段階までの歴史とともに在つた六十年ちかい年月である。恤救規則そのものはさきにあけた多くの特殊的措置立法によつて補われ、また明治二十三年第一回帝國議會において窮民救助法案(品川内務大臣提出)として公的扶助の内容をもつた改正が企てられたりもした。「貧民を公費をもつて救助するを要するは、貧民が公衆一般の安寧を害し、危害を与ふるの危険を有する場合にのみその必要を見るのであり、今日何等かかる必要あるをみない」とか「この法案の結果は、少くとも六十万円の負担増加を来す」(山口正・前掲書 隣保相扶の情誼尊重と貧民の窮乏は貧民みずからの罪とするマルサスの見解によつて葬られ、さらに明治三十年第十回帝國議會には恤救法案及救貧税法案(大竹貫一、元田肇外

三名提出)が提案されたが審議にも入らず葬り去られている。(柴田敬次郎・救護法実施促進運動) これらが救護法に結実するまでの問題、民間社会事業の系譜、方面委員制度など次に扱うべき一つの区劃である。さらに軍事的至上命令に隸従したファシズム下の社会事業の変質、これらのなかに従来盲点、不可侵であつた絶対主義天皇制権力の慈恵¹¹恩賜的賑恤のかたちを分析する必要がある。絶対主義天皇制は社会的諸問題のなかで労働問題の領域に關しては菊花の御紋章を背にしたその恐怖体制を集中して血の弾圧につとめ、社会事業に關してはその機能の頂点に坐して王政復古らしい、恤救規則らしいの「万民御救恤」の大御心と隣愍をたれさせ給うてきたのである。一つの領域の悪循環はすでに指摘した。そしてブルジョア支配に抱合してつくりあげられたこのカラクリ、この微妙なコントラストに気づく必要が未来の社会事業の姿を描く者にはいるのだ。

Ⅲ 結 語

日本のプロレタリア文学史において不朽の名作、小林多喜二の「蟹工船」があることはよく知られている。天皇制下の支配階級がテロリズムをもつてする以外に封するすべもなかつた激しく鋭い多喜二の描写力が「蟹工船」で映しださうとしたのはどのような事がらだつたらうか。海霧をまるで硝子屑が吹きつけるような極北の風に誘ひだらけの巨大な蟹工船がカムサツカの灰色の氷海をゆく。それは多喜二にとつて日本の資本主義のかたちを直感させた。資本は頭から爪先まで、毛穴という毛穴から、血と脂とを滴らしつつ生まれるのである。とマルクスは本源の蓄積期のありさまを形容したが、多喜二はここでは資本というものの「人狼的な利潤追及」の姿をみつめた。そして多喜二にとつてもつとも想いをひかれ、その創作の情熱をたきこんだものは「蟹工船」の巨大な胎内にうごめいている働く人々、貧しい人々の惨たんたる群像をしんじつといのちにみちて描き出すことであつた。多喜二がかつて描いてみせたのは北洋漁場のた

くましい海の男たちの詩ではない。雪ふかい秋田や、青森や、岩手の野づら、そこで朝暗いうちから畑に出て、それでも食えないで屑のように追拂われてくる「百姓の漁夫」たち、函館の貧民窟からやつてきて雑夫になる十四五才の少年たち、職工、鉦夫から頼れ流泊してきた人々、口入屋の甘言につられて学資かせぎに乗込んだ学生、たくさんの渡り者や酒だけのめば何もなく、ただそれだけでいいものの群れ、そして、こういうてんでんばらばらのものを集めることが雇うものにとつてこの上なく都合がいいということ——資本の欲求——がつくりあげた貧しい人々の生態、多喜二は学生にいわせている。「ドストイェフスキーの死人の家な、ここから見れば、あれだつて大したことでないつて気がする」と。多喜二は地獄的な労働条件——原生的労働関係のない手たちの「苦しくて、苦しくてたまらない。然し転んで歩けば歩く程、雪ダルマのように苦しみを身体に背負ひこんだ……」人たちの運命を愛情とともにこの上なくあざやかに描いた。また「出稼型」といわれる日本の労働者たちの宿命的な姿を決定的なかたちでとりあけてもいる。

「蟹工船」の世界は実はなまなましい現実のテーマである。社会政策や社会事業の「対象」——社会問題をとらえるとき、現象的に二つの領域（「労働問題」と「社会福祉問題」）を切断的に理解してそこから出発することを拒否する「事実」がえぐられている。監督の棒に追われながらくたばるまで「働く貧民」(labouring poor)、実に雑多な集群、この人たちはたしかに労働者だ。多くの日本の労働者が工場法があつても、いぜんとして原生的労働関係に呻吟したように工場法にはなんのかかわりも持たぬ人々なのだ。多喜二が日本資本主義のかたちをこのような人々の生存にみいだしたことはや偶然ではない。工場法の対象であるべき人たちがそのまま恤救規則や前近代的な救済立法の対象であり、事実それらの人々はどちらの社会的施策ともかかわりなく、それこそ一ピキの蟹のようにくたばつていつたということ。しかもこうした人々——相対的過剰人口を絶対的な構成部分としてのみ本源的蓄積期、恤救規則布告いらいの日本資本主義の発展は可能であつたのだ。ここに日本資本主義の運動法則——窮乏化法則のなかにいてとらえようとした社会事業の「対象」——「機能」の歴史的分析が現実投射する一つの課題がある。

恤救規則の背景

今後のテーマとしてはこの恤救規則のような「上から」の救済立法、機構と「下からの」民間社会事業を日本資本主義發達史の諸段階、特に相対的過剰人口の存在形態Ⅱ「下層社会」の形成・変質を中心に「上から」と「下から」の環をむすんだ理解をすすめてみたいと考えている。このことが社会事業の側からする社会政策、さらには社会保障の現段階に相關する問題提出の前提的な一つの作業ではないかと思うのである。

(1952.12.1稿)